

はじめに



人権とは、すべての人々が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利として憲法で保障されております。

21世紀は「人権の世紀」とも言われており、人権の尊重が平和の礎であるということが世界の共通認識になりつつあります。そして、真の人権尊重社会を実現するためには、あらゆる人権問題を県民全体の問題として捉え、私たち一人ひとりがお互いを思いやる心を大切にして、差別や偏見のない心豊かな社会を作り上げることが最も大切であります。

本県では、平成12年3月に、人権尊重の気運を県民生活の中に定着させていくため、平成16年を目標年次とする「人権教育のための国連10年石川県行動計画」を策定し、様々な人権教育・啓発の推進に努めてまいりました。

こうした取り組みにより、県民の皆様方の人権問題に対する関心が高まり、正しい理解や認識も深まりつつありますが、一方では、誤った偏見や差別が今なお存在するとともに、高度情報化社会の進展などによりプライバシーに関する新たな人権課題も生じてきております。

また、国では、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しております。

本県においても、人権教育・人権啓発に関する施策を推進するため、国連10年石川県行動計画を受け継ぐ新たな計画として、平成15年に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果等を踏まえ、この「石川県人権教育・啓発行動計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を実効あるものとするため、国、市町をはじめ関係機関などと十分連携を図りながら、本県の人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成17年3月

石川県知事 谷 本 正 憲

目 次

第1章	計画の基本理念	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
第2章	計画策定の背景	
1	国際的な潮流	3
2	国内の動向	4
第3章	人権をめぐる県民の意識	
1	平成15年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要	5
2	調査結果の特徴	5
第4章	人権教育・啓発の推進	
1	人権教育	7
2	人権啓発	8
3	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
(1)	学 校	9
(2)	保育所・幼稚園	10
(3)	地域社会	11
(4)	家 庭	12
(5)	企業・職場その他一般社会	12
第5章	特定の職業従事者に対する人権教育の推進	
1	教職員・社会教育関係職員	14
2	医療・保健関係者	14
3	福祉関係者	15
4	消防職員	15
5	警察職員	15
6	公務員	16
7	マスメディア関係者	16

第6章 配慮すべき人権問題への対応

1	女性	17
2	子ども	20
3	高齢者	22
4	障害者	25
5	同和問題	28
6	外国人	32
7	感染症患者等（H I V、ハンセン病等）	34
8	公正な採用選考への取組み	36
9	インターネットによる人権侵害と個人情報の保護	37
10	犯罪被害者等	38
11	その他の人権	39

第7章 計画の推進

1	推進体制等	41
2	県民の参加及び国等との連携	41
3	指導者の養成と人材の活用	42
4	教材・学習プログラムの開発等	43
5	普及啓発	44
6	計画の見直し	45

用語解説	46
------	----

資料編	57
-----	----

第1章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

石川県人権教育・啓発行動計画（以下「行動計画」という。）は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、平成12年（2000年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定する地方公共団体の責務として、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定したもので、平成12年（2000年）に策定した「人権教育のための国連10年石川県行動計画（以下「国連10年石川県行動計画」という。）」を受け継ぐものであります。

本県においては、これまで人権が真に尊重される社会を築き上げるため、人権擁護施策を県政の重要課題として位置づけ、国、市町、関係機関などとの連携のもと、県を挙げての推進体制を整備し、人権問題の正しい理解に向けた施策を積極的に推進してきました。

こうした取組みの結果、県民の人権尊重意識は着実に高まってきていますが、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な局面において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などに関する偏見や差別など様々な人権問題が存在しています。また、最近では社会の急激な変化に伴い、高度情報化等を背景とした新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は、豊かな県民生活を実現するための極めて重要な課題となっています。

このため、本行動計画により、様々な人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、県民一人ひとりの人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けた人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

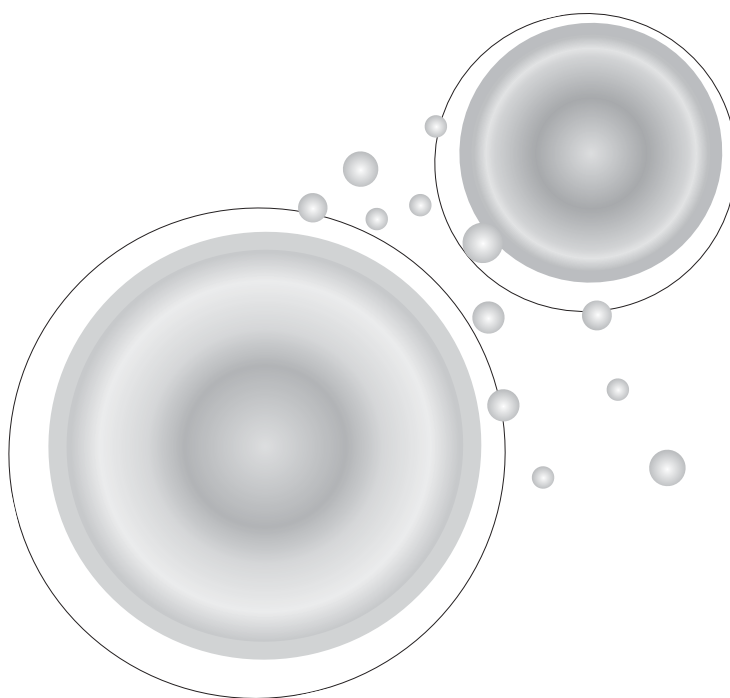
2 計画の性格

この行動計画は、本県が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、施策の方向性を示すものであります。

(1) 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「国連10年石川県行動

計画」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

- (2) 「国連10年石川県行動計画」を受け継ぎ、本県における人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の在り方を示すものであります。
- (3) 平成15年（2003年）12月に実施した「人権に関する県民意識調査」等により明らかとなっている本県の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して、県民がそれぞれのライフスタイルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践できるよう、中長期的な展望の下に策定しました。
- (4) 人権が尊重される社会づくりの担い手は県民であるとの理念の下に、本県における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものとする。



人権とは

人権擁護推進審議会答申において、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と、また、「『人間の尊厳』に基づく人間固有の権利」と定義されています。

第2章 計画策定の背景

1 国際的な潮流

20世紀における急速な科学技術の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、人々の生活を破壊し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となりました。特に第二次世界大戦における人権侵害、人権抑圧には目に余るものがありました。こうした反省から、人権の尊重が世界平和の基礎であると認識され、昭和23年（1948年）第3回国連総会において、基本的人権を確立するための「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

それ以降、国連は世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約を採択するとともに、「国際人権年」など解決すべき重要なテーマごとに、種々の「国際デー」、「国際年」などを定めて世界中にその普及と協調行動を提唱し、人権が尊重される世界の実現に向けて取り組んできました。

こうした取組みにもかかわらず、東西対立の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、世界各地で地域紛争やこれに伴う人権侵害、難民発生など深刻な問題が多発しました。

このような厳しい国際社会の状況下、国連では平成7年（1995年）から10年間で「人権教育のための国連10年」と定め、世界各国の政府に人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、人権教育を通じて人権文化を世界に築くための取組みを展開してきました。

ところが、平成13年（2001年）にアメリカで起こった同時多発テロなど、重大な人権侵害が世界各地で起き、多くの犠牲者を出しております。

「人権の尊重が平和の基礎である」ということが、世界共通の認識として再認識される必要があります。このような中で、文化の違いを越えて、「人権の世紀」がスタートしました。

2 国内の動向

このような国際的な人権尊重の流れの中、我が国では、第二次世界大戦終了後の昭和21年（1946年）「国民主権」、「平和主義」とともに、「基本的人権」をその基本原理とする日本国憲法を公布し、昭和31年（1956年）には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、国際社会の一員として今日までに「国際人権規約」を始めとした人権関連の諸条約を締結するとともに、国連が提唱する多くの国際年に取り組み、さらに、これらの趣旨に基づいて関係の国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための各種施策を推進してきました。また、平成7年（1995年）には、国連決議を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年（1997年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申が、「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘したのを受け、昭和44年（1969年）以降その解決に向け、同和対策事業特別措置法などの法律が制定され、同和問題の早期解決に向けた特別対策が実施されてきました。その結果、生活環境は大きく改善しましたが、心理的差別は依然として存在しています。

平成11年（1999年）7月、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、平成12年（2000年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を明記するとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年（2002年）3月同法に基づく国の基本計画が示されました。

第3章 人権をめぐる県民の意識

1 平成15年度「人権問題に関する県民意識調査」の概要

平成15年（2003年）12月に「人権問題に関する県民意識調査票（以下「今回調査」という。）」を県内在住の成年2,000人に送付し、返送された回答から、有効回答の1,197票（回収率59.9%）を分析しました。

前回の「人権と同和問題についての意識調査（以下「前回調査」という。）」は平成5年（1993年）12月に1,000人を対象に実施しています。

今回調査では、質問数を55項目（前回調査37項目）とし、前回調査と同様の質問項目のほか、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人、感染症患者など各課題毎に、「問題として思うこと」と「対策として必要なこと」、さらに「人権が尊重される社会に向けての取組み」などについて調査しました。

2 調査結果の特徴

人権問題に「関心がある」、「少し関心がある」と答えた人は77.8%を占めて「関心がない」（21.2%）を大きく上回っています。

自分自身が差別や人権侵害を受けたことが「ある」人は30.0%となっています。

他人の人権を侵害した経験が「あると思う」は、11.3%、「あるかもしれない」は54.7%、「ないと思う」は32.4%となっています。また自分自身が差別や人権侵害を受けたことが「ある」人では「ない」人に比べて他人の人権を侵害した経験も「あると思う」、「あるかもしれない」と答える割合が高くなっています。

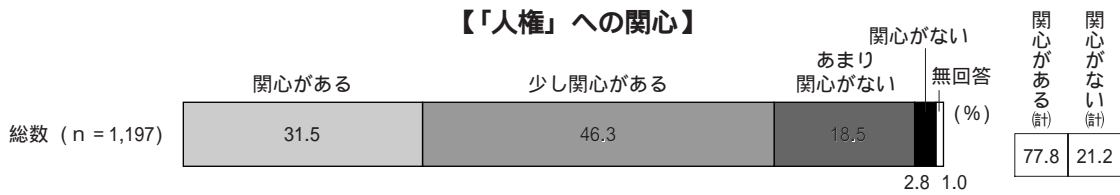
日本の人権問題について、「基本的人権が尊重されている”には「いちがいいはいえない」が62.8%を占めていますが、「国民の人権意識は高くなっている”については半数近く（47.6%）が「そう思う」と同意しています。

重要課題毎（分野別）の特徴については、第6章のそれぞれの箇所に記載してあります。

人権が尊重される社会に向けての取組みとしては、「学校における人権教育の充実」（58.3%）、「大人に対する人権啓発・研修の充実」（47.0%）が多く、教育・

研修が上位を占めました。以下、「行政機関が弱者を支援・救済」(39.8%)、「不合理な格差解消のための施策の充実」(36.4%)と続いています。

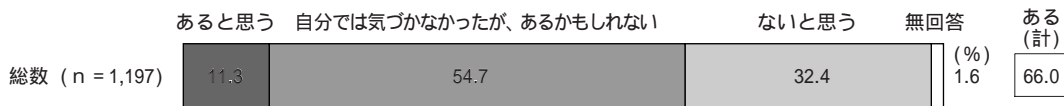
【「人権」への関心】



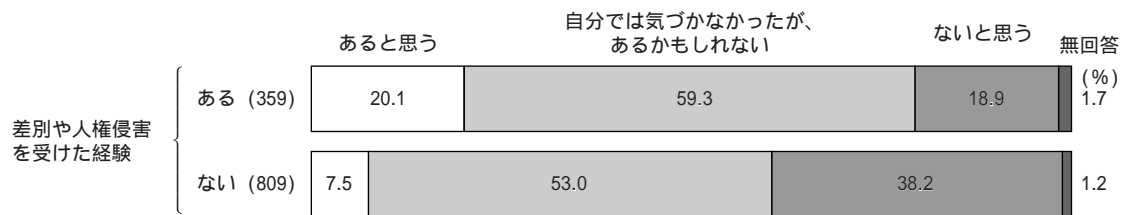
【差別や人権侵害を受けた経験】



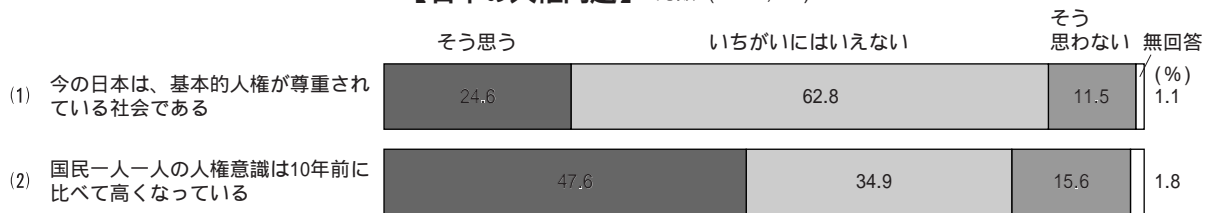
【他人の人権を侵害した経験】



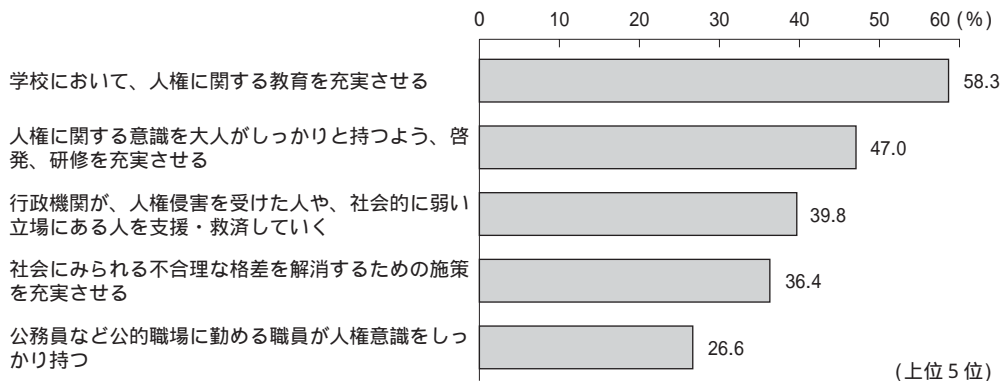
【他人の人権を侵害した経験 (差別や人権侵害を受けた経験別)】



【日本の人権問題】 総数 (n = 1,197)



【人権が尊重される社会に向けて必要と思う行政の取組み】 総数 (n = 1,197)



第4章 人権教育・啓発の推進

人権問題は県民すべてにかかわる問題であります。人権意識を高めていくためには、学校・家庭・職場・地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発が実施されることが重要であります。

広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図るため、様々な人権問題の課題を踏まえた上で、研修・情報提供・広報活動等の人権教育・啓発を進めていきます。

1 人権教育

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう。」と規定されています。

基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進していくことが必要です。

(1) 生涯を通じた人権教育

人権教育は、県民一人ひとりの生涯の中で様々な機会を通じて実施されることにより効果を上げるものであります。

そのためには、学習環境、学習機会等の整備をしていく必要があります。県民が生涯のあらゆる機会を通じて学習することができるような取組みを推進します。

(2) 実践できる人権感覚が身に付く人権教育

人権教育は単に知識の伝授にとどまるのでは、その効果を十分に発揮したことになりません。

そこで、人権教育の成果が県民の実際の行動として現れるような人権感覚が身に付くよう、対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らした人権教育を推進します。

(3) 人権の共存の心を育む人権教育

人権擁護推進審議会答申は人権尊重の理念を「自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえる」としています。

人権擁護施策を県政の重要課題として位置づけ、「心豊かな人づくり」に取り組んでいる本県としても、県民が異なった文化や習慣、また他人の考え方を十分理解し、人権を相互に尊重し合う心を育み、ひいては「人権が共存する社会」が実現するよう十分配慮した人権教育を推進します。

2 人権啓発

人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

人権問題は自分自身の問題であり、人権が尊重される社会は県民一人ひとりの努力によって築き上げられるものであります。そのためには、県民が自ら人権尊重社会確立の担い手であることを認識し、人権教育に主体的に取り組むことが重要であります。

このような観点から、多様な学習機会の提供、広報活動、情報の提供など県民が人権教育に取り組みやすい環境づくりを推進します。

(1) 県民に対する人権啓発

人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに日常の態度や行動につながる人権感覚が身につくよう、「人権の日（12月10日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「人権啓発推進月間（8月）」を中心に、街頭啓発・講演会・人権フェスティバル・ビデオ上映会、思いやり絵本読み聞かせ事業の開催、啓発冊子「人・人・人への思いやり」・新成人へ贈る人権メッセージ・ポスター・リーフレットの作成等を通して、同和問題をはじめとする女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、感染症患者など様々な人権問題の啓発活動を進めてきました。

今後とも、国や市町・関係団体等との連携を図りながら、人権が尊重される社会の確立に向けて、各種、きめ細かな人権啓発を推進します。

(2) 企業における人権啓発

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報 の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組みが推進されるよう、事業者・事業者団体を対象とする研修会の開催、啓発冊子の作成、配布のほか、企業内研修の際の講師派遣、啓発ビデオ等教材の貸出しを行うなど、企業内における人権啓発活動を円滑に行うための施策を推進します。

3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 学校

学校においては、児童生徒が有する人権を大切にするとともに、一人ひとりの子どもの可能性を最大限に伸ばす教育が重要であります。学校の主役は子どもであり、そのため、子どもの人権に配慮した教育環境が守られなければなりません。しかしながら、いじめや不登校など、子どもの人権が侵害される問題が増加しています。社会の変化の中で子どもが被害者になるばかりでなく、人権侵害の加害者になることもあり、人権の大切さを理解し、お互いを認め合い尊重し合うことが重要となっています。また、将来、国内外の多様な人々と関わる社会の中で主体的に生きる子どもたちにとって、自らが豊かな人間性や人権感覚を身に付けることがより一層大切となってきています。

そのため、全教職員が人権教育の意義を正しく理解するとともに、教職員の人権教育に果たす役割の重要性を自覚し、児童生徒がその発達段階に応じて豊かな人権感覚や人権問題を解決していく実践力を身に付ける取組みができるよう、次の施策を推進します。

ア 児童生徒の発達段階に即し、また、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習

の時間のそれぞれの特質に応じ、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を培い、同和問題を始めとする人権問題への正しい理解と認識を深めさせます。そして、あらゆる差別や偏見をなくして、互いを認め合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする態度を育てることに努めます。

イ 児童生徒の人権尊重意識を高め、豊かな人権感覚を育成するため、児童生徒の発達段階を踏まえた全体計画・年間指導計画を作成し、人権尊重の教育を計画的に推進します。また、小・中・高等学校の一貫した人権教育が推進できるよう、校種間の連携に配慮し、適時性・系統性を踏まえた指導の充実に努めます。

ウ 教師と児童生徒、児童生徒相互間の共感と信頼に基づく温かく豊かな人間関係を確立し、児童生徒一人ひとりが学校生活に充実感を持ち、個性と資質を伸ばすとともに、十分な自己実現を遂げることができるよう、きめ細かで心の通い合う指導に努めます。

エ 教職員のライフステージに対応した系統的な研修を実施し、指導力の向上に努めます。また、人権教育に取り組むための研修体制を確立するため、研修内容や研修方法の工夫に努めるとともに、人権教育に必要な資料の充実に努めます。

オ 家庭・地域社会に人権教育の重要性を啓発し、保護者・関係機関との連携を図ります。

(2) 保育所・幼稚園

人権感覚の芽生えは人間形成の基礎が培われる乳児期から始まるとされており、乳幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に対する親しみ、生命の大切さ、豊かな心の醸成などに努めることが大切であります。

そのため、乳幼児が友達とのかかわりの中でのきしみ、もどかしさ、喜びなど、集団生活の場としての保育所・幼稚園での体験を通じて、人間形成の基礎を培い、他人を思いやる心、人権を大切にすることをはぐくむために次の施策を推進します。

ア 乳幼児が経験する自然体験や音楽・劇等の表現体験を重視し、ゆとりのある心、伸びやかな心をはぐくむ取組みを推進します。また、発達段階に応じて、幼児が主体的に体験活動に参加する機会を設け、人権を尊重する子ども相互の関係づくりや集団活動を効果のあるものにするための保育活動を支援します。

イ 職員に対し、子どもの人権に関する研修を充実します。

ウ 家庭や地域社会と連携して、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。

(3) 地域社会

社会教育においては、人権を現代的学習課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があり、その際には、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められています。

そのため、学校教育や家庭教育との連携のもと、生涯学習の視点に立って、学習者の実態、地域の実情等に即した系統的かつ継続的な人権教育の推進に努めるとともに、社会教育関係団体との連携を進め、指導者の養成・確保や学習機会の一層の充実、より効果的な学習プログラムの開発等に努めるため、次の施策を推進します。

ア 市町が行う人権に関する学習活動を支援するため、人権教育担当者の研修の充実を図るとともに、PTAや女性団体等の社会教育関係団体における指導者層の研修を充実します。

イ 人権に関する各種資料・教材の充実を図るとともに、啓発資料集や学習活動実践事例、講師等に関する情報を提供し、効果的な学習活動の推進に努めます。

ウ 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設が行う事業及び社会教育関係団体などが実施している地域の活動を通じて、県民の人権問題に関する学習意欲を喚起し、また、理解を深めるための学習機会の提供に努めます。

エ 人権教育の推進に当たっては、学習者の実態、地域の実情、学習形態の特質などの各種の条件に応じた効果的な方法で行うとともに、学校教育や家庭教育との連携を深め、生涯にわたる学習活動の促進に努めます。また、学習参加者が、人権問題を自らのこととして考えることができるよう、内容及び方法の創意工夫に努めます。

オ それぞれの地域における人権の学習は、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、地域住民が一体となった取組みとなるよう創意工夫に努めます。

(4) 家庭

家庭教育は、乳幼児期から子どもに基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他者への思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなどの基礎をはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っています。差別的な意識も、家庭における言動を通じて子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されており、親等が人権問題を正しく理解した上で子どもに接することが大切であります。

そのため、家庭教育では、親等が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿を持って子どもに示していくことが重要であり、親等と子どもが相互の理解を深めるとともに、社会教育や学校教育における人権教育の取組みが家庭において理解されるよう、次の施策を推進します。

ア 家庭における人権尊重意識の高揚を図り、理解を深めるため、PTA活動等を通じて親等に対し、情報や学習機会の提供などの家庭教育に対する支援を一層充実します。

イ 子育てについての研修会の開催や県広報等を通じた啓発、学習機会の提供に努めるとともに、子育て支援についての各種相談機関による相談機会の拡充、相談員の資質の向上に努めます。

ウ 男女共同参画社会の実現に向けた家庭や地域社会の在り方についての啓発、情報の提供に努めます。

(5) 企業・職場その他一般社会

本県においては、県民の人権意識の高揚を図り、広く県民に人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会・人権啓発フェスティバルの開催、街頭キャンペーンの実施、マスメディアの活用、ポスター・リーフレット等の配布などきめ細かな啓発活動を推進しています。また、県内には、国が市町に総勢196人（平成17年（2005年）1月現在）の人権擁護委員を配置し、県民の人権擁護活動に当たっています。

こうした取組みによって、県民の人権尊重意識は着実に深まっていますが、人権問題の解決に向けた取組みはこれでは十分とは言えません。さらに人権に関する理解と認識を深め、人権尊重の社会づくりへ向けての気運の醸成を図るため、啓発内容等について創意工夫に努める必要があります。また、県内には人権相談窓口等が設置されていますが、必ずしも県民に周知徹底されていない側面があり

ます。

また、企業については、今日その社会的責任が求められています。人権問題についても例外ではなく、企業主は、男女共同参画社会の実現、少子高齢社会への対応が求められている中、同和問題を始めとした人権問題に十分配慮する必要があります。

県内の企業においては、公正採用選考人権啓発推進員を中心として、人権を尊重した職場づくりと、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考に向けた取組みが進められています。

そのため、企業・職場その他一般社会においても、人権尊重意識の一層の高揚を図るため、これまでの取組みを踏まえつつ、次の施策を推進します。

ア 人権関連情報を県民に提供し、その普及啓発に努めます。また、効果的な啓発活動を推進するため、指導者の養成に努めるとともに、研修会・講演会等の開催、啓発の方法、啓発に関する教材、資料等について一層の創意工夫に努めます。

イ 人権に関する資料やイベント等の情報の収集を行い、県民に対する情報提供に努めます。

ウ 県民の人権に関する悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応していくため、相談窓口、支援体制等の充実を図るとともに、その周知に努めます。

エ 地域に根ざした人権擁護活動の一層の推進を図るため、地方法務局、市町等との連携のもと、人権擁護委員との情報交換を密にするとともに、人権擁護委員制度の周知に努めます。

オ ボランティア活動は、実践できる人権感覚を身に付ける場として期待でき、大いに人権教育に資するものであります。一人でも多くの県民が積極的に参加できるよう、体験の機会や情報の提供を行うなど、活動の支援・促進に努めます。

カ 企業に対しては、その社会的責任の自覚を促し、男女共同参画社会の実現、次世代育成支援の取組みなどの少子高齢社会への対応などに果たすべき役割を始め、公正な採用選考についても、基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう一層の啓発に努めます。

キ 大学において、人権に関する教育が一層行われるよう働きかけます。

第5章 特定の職業従事者に対する人権教育の推進

1 教職員・社会教育関係職員

人権を尊重した学校教育を推進するためには、教育活動に携わるすべての者が自らの生き方にかかわる課題として豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠であります。

本県においては、校長・教頭研修会を始め、初任者研修、若手・中堅教職員研修など、教職員のライフステージに対応した系統的な研修の充実に努めています。また、人権教育推進会議で各学校における人権教育の取組みについて協議し、人権教育の充実に努めるとともに、教職員の人権に対する認識を深めて幼児・児童・生徒の豊かな感性をはぐくみ、人権を尊重した学校教育が展開できるよう努めています。さらに、教育委員会の関係課及び市町の教育委員会においても、それぞれの課題をテーマとした人権に関する研修を実施していますが、今なお学校においては、いじめや不登校など児童生徒の人権にかかわる問題が生じています。家庭や地域社会、関係機関などとの連携を深め、これらの問題を解決するための取組みを実施することが引き続き重要な課題となっています。

そのため、教職員については、自らが人権に対する十分な認識と子どもへの愛情や教育への使命感を持ち、教育現場における人権問題を解決しようとする自覚を持って実践できるよう、研修の工夫に努めます。また、社会教育主事や公民館主事など社会教育関係職員についても、引き続き幅広く人権問題に対する理解と認識を深め、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、専門性を備えた指導者としての人権尊重意識を高めるための研修の充実に努めます。

2 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師その他の医療・保健関係者は、人の命と健康を守ることを使命とし、治療、疾病の予防、リハビリテーション、保健指導などの業務を担っています。これらの業務を遂行するに当たっては、患者等に対するインフォームド・コンセントを徹底し、また、プライバシーに配慮するなどの人

権尊重意識に基づいた行動が求められています。

そこで、医療・保健関係者における人権教育の積極的な取組みの充実に努めるとともに、医療・保健従事者を育成する学校や養成所のほか、医療・保健関係団体に対しても研修の拡充などの人権教育の充実に働きかけます。

3 福祉関係者

福祉事務所職員、在宅介護支援センター職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、社会福祉施設職員その他の社会福祉関係者は、子どもや高齢者、障害者をはじめとした様々な人々の生活相談や身体介護などの業務に携わっています。そのため、業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーや本人の意思に十分配慮するなど、人権尊重の視点に立った判断力と行動力が求められています。

そこで、社会福祉関係者に対し、福祉総合研修センターなどを活用して、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修をさらに充実させるなど、その人権尊重意識の普及高揚に努めるとともに、社会福祉協議会、社会福祉法人等に対しても同様の取組みの充実に働きかけます。また、福祉系の学校や養成施設に対しても人権教育の充実に働きかけます。

4 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務としており、その活動を通じて密接に県民の日常生活とかがかかわっていることから、人権意識をもって任務を遂行することが求められています。

このため、各種消防業務において適切な対応が行われるよう、消防学校の教育課程に組み入れている人権教育の内容を充実するとともに、各消防本部等が実施する研修等についてもその充実に働きかけます。

5 警察職員

警察職員は、県民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する

責務を有しており、人権にかかわる諸活動が多いことから人権に配慮した公正で適切な職務を遂行することが求められています。

このため、警察学校及び職場における各種教養などの機会を通じて、被害者・被疑者、その他関係者の人権への配慮に重点を置いた、人権尊重意識を高めるための教育・訓練の充実に努めます。また、きめ細かな被害者対策や青少年の健全育成に関する活動を積極的に推進します。

6 公務員

人権尊重の社会づくりを積極的に推進していくためには、職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。

このため県では、職員一人ひとりが公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権問題を自らの課題として受け止め、その解決に向けた主体的行動がとれるよう人権意識の高揚に努めてきました。

今後とも、人権尊重の視点に立ちそれぞれの職務内容と職責に応じた様々な人権課題に配慮した研修を実施し、職員の人権意識の確立に努めます。

7 マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権問題に関する記事、番組を取り上げるなど人権意識の高揚に大きな役割を果たすとともに、人権を尊重する社会の形成に大きな影響力を有しています。

今後とも、マスメディア関係者において、人権尊重のための自主的、積極的な取り組みが行われるよう働きかけます。



第6章 配慮すべき人権問題への対応

1 女性

(1) 現況と課題

21世紀という新たな時代を迎え、私たちは、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指さなければなりません。こうしたことから、本県においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組みを進めてきました。

平成13年（2001年）3月に、国の男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定しました。また、同年10月には、男女共同参画社会を実現するための基本理念を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、プランと合わせ実現に向けた推進体制を整えました。

そうした条例やプランに基づき、県民の意識改革に向けた啓発や女性の登用の促進などの取組み、さらには、(財)いしかわ女性基金での様々な取組み等を進めてきた結果、行政や民間事業者の間でも徐々にではあるが、成果の芽が出つつあります。

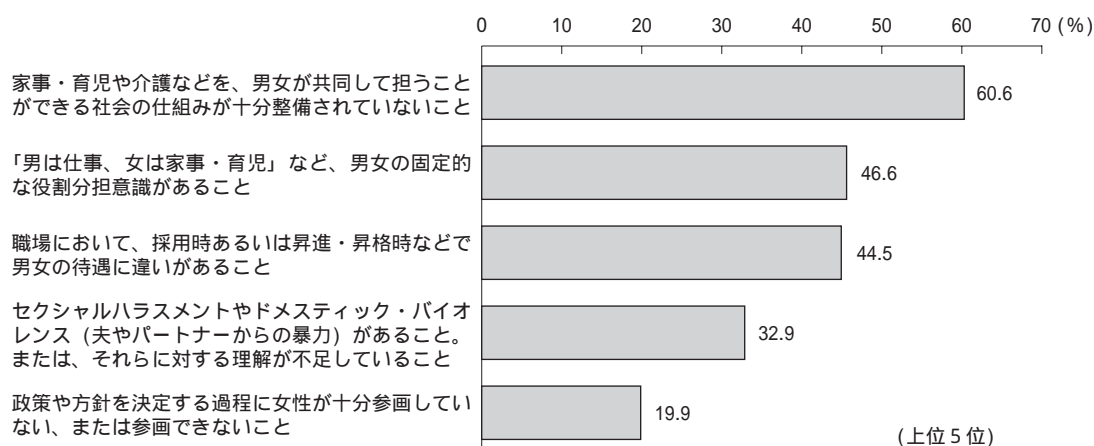
しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、「夫は仕事・妻は家庭」といった性別による固定的な役割分担を背景とした差別的取扱い、女性の参画や能力の発揮が十分とはいえない状況、セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）など様々な問題が存在しており、男女とも一層の意識改革を図る取組みが必要であります。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、女性の人権尊重について特に問題があることとしては「家事などを男女が共同して担える社会の仕組み」が最も多く、「固定的な役割分担意識」、「職場での男女の待遇の違い」等いろいろな場面において、女性に対する様々な差別や人権侵害があると感じています。女性の人権尊重のために必要なこととして、「家庭と職場の両立が容易

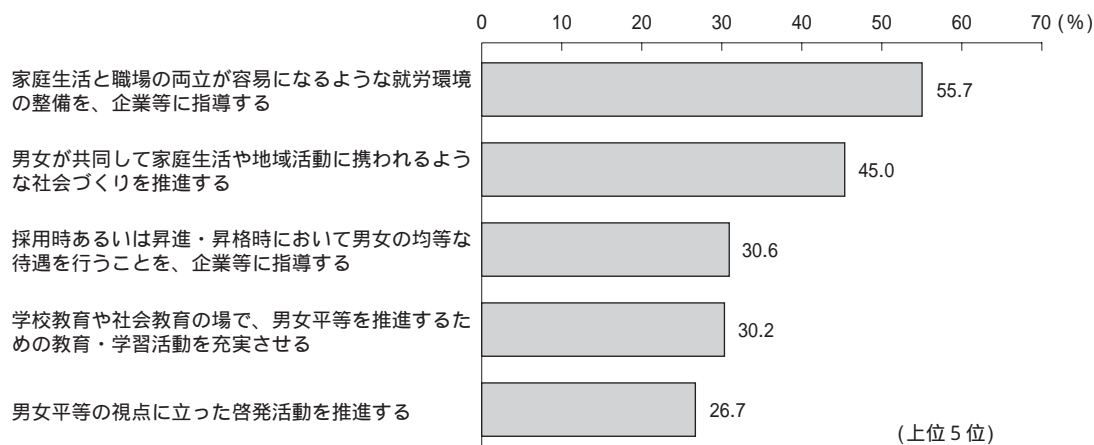
になるような就労環境の整備」、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携わるような社会づくり」が求められています。

今後、社会のあらゆる分野で女性と男性が社会を構成する対等な相手として、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担いながら活躍できるよう、男女共同参画への条件整備を推進する必要があります。

【女性の人権尊重に関する問題】 総数 (n = 1,197)



【女性の人権尊重のために必要なこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、次の施策を推進します。

ア 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では

性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていきます。

イ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、豊かさを実感できる社会づくりに資するものと期待されます。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々にではあるが進みつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、今後とも女性の社会参画（チャレンジ）を支援するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を進めていきます。

ウ 職場・家族・地域における男女共同参画の実現

女性の社会参画が進んでいるものの、地域活動や家庭における家事・育児・介護等の役割は女性に偏っており、職業生活との両立を難しくしている。

そのため、家庭責任は男女双方にあるという認識のもとに、男女が共に職業生活と家庭・地域生活を両立することができるよう、職場環境や生活環境の整備に努めます。

エ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどは、女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。このため、DVなどの根絶に向けた取組みや被害女性への支援を進めていきます。また、男性とは異なる健康上の問題に直面する女性の生涯を通じた、健康に関する教育や支援に努めます。

オ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

世界の中での日本は、国会議員や企業の管理職など、方針の立案及び決定過程への女性の参画度合いは、他の先進諸国に比べて遅れています。

このため、国際社会を視野に入れ、世界の多様な文化について理解を深めるとともに、男女共同参画の先進諸国の実情を踏まえた取組みを進めていきます。

2 子ども

(1) 現況と課題

我が国は、急速な経済発展の中で、都市化とその一方の過疎化、核家族化、更には少子化などが地域や家庭を大きく変容させるとともに、大量のものと情報のはん濫する社会をつくり出しました。こうした環境の変化は、子どもの身体面、精神面に大きな影響を与えています。

家庭においては、養育機能や教育力が低下し、過保護・過干渉や放任、児童虐待など、子どもの発達を阻害する様々な問題が生じています。

地域社会においては、異年齢の子どもが集団となって遊ぶ機会が減少する一方で、室内での一人遊びが増え、人間関係の希薄化や社会性の欠如が指摘されています。

学校においては、教師や友人との円滑な人間関係づくりが十分にできず、心の居場所を見いだせない子どもも見られ、いじめや不登校などの問題が起こっています。

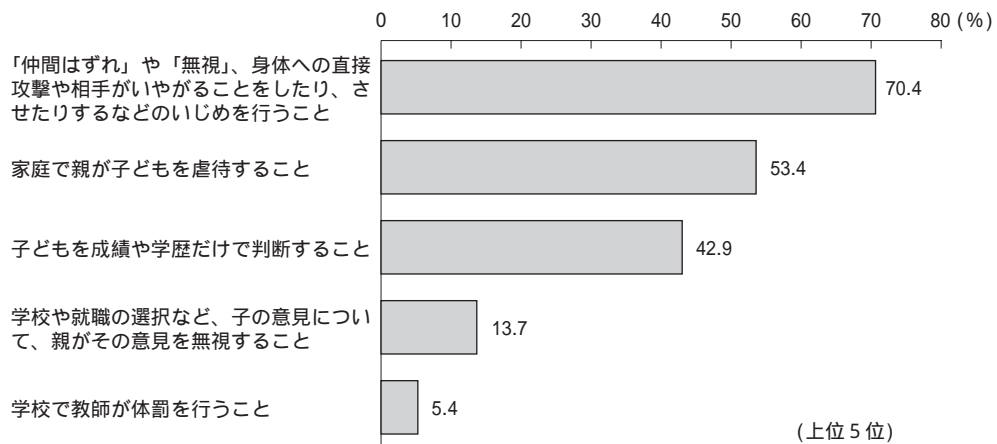
また、少年非行の凶悪化や性の商品化など子どもを巡る問題が深刻化しています。

本県においては、平成17年（2005年）に「いしかわエンゼルプラン2005」を策定し、様々な方向から子育てに対する支援策に取り組んでおり、また、教育の分野では、社会全体で心豊かでたくましく生きる子どもを育成するため、市町、民間団体等との連携により、学校・家庭・地域社会が一体となった「心の教育」の取り組みを推進しています。

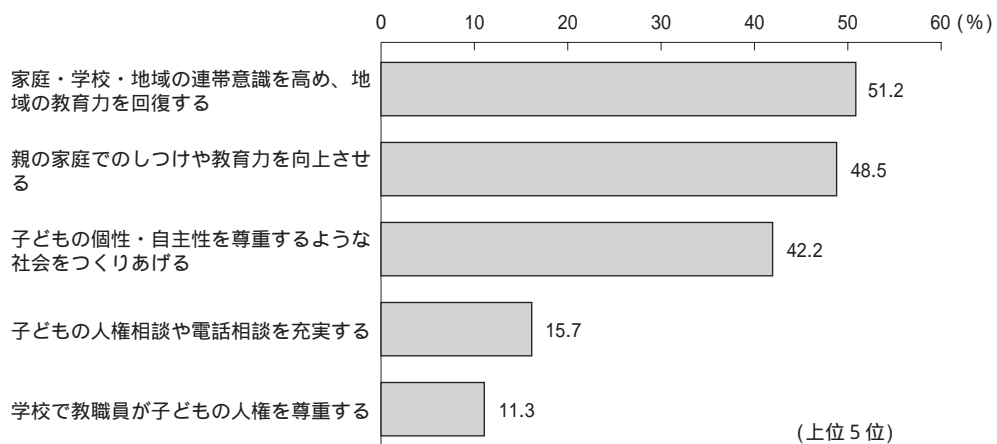
県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、子どもの人権尊重に関する問題は「いじめ」が最も多く、「家庭での虐待」、「成績や学歴だけで判断」等いろいろな場面において、子どもに対する様々な差別や人権侵害があると感じています。子どもの人権を守るために必要なこととしては「地域の教育力を回復」、「親の家庭でのしつけや教育力の向上」、「子どもの個性や自主性を尊重する社会づくり」が求められています。

今後、更に、子どもを巡る問題の解決に向けた支援体制の充実や子どもの内面に響き、発達や成長を促す教育内容の工夫、地域社会や関係機関との連携による人権の尊重に向けた取り組みを推進する必要があります。

【子どもの人権尊重に関する問題】 総数 (n = 1,197)



【子どもの人権を守るために必要なこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

子どもを巡る諸課題を解決するためには、福祉・保健・教育・警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくっていくことが必要であり、平成17年(2005年)3月に策定した「いしかわエンゼルプラン2005」等の計画に基づき、次の施策を推進します。

ア 「児童の権利に関する条約」の理念は、子どもの健全な育成を保障する社会づくりのために重要であり、内容の周知などの普及啓発に努めます。

イ 学校においては、一人ひとりが持っている人格を認め、人権を尊重し、子どもが安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりに努めます。また、家庭においても、子どもの主体者としての権利が認められるよう、啓発に努めます。

ウ いじめの問題は、子どもの人権にかかわる重大な問題であります。問題解決

のため、教員に対する研修を充実するとともに、児童生徒や保護者などが相談できる体制を充実し、関係機関との連携に努めます。

エ 児童虐待は、人格形成期にある子どもに大きな影響を与えるものです。この問題の解決のためには、早期発見、早期援助等の迅速な対応が必要であるため、関係機関の一層の連携と支援体制の充実に努めます。

オ 児童買春、児童ポルノといった児童の商業的性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

カ 次代を担う子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めます。

キ 「人権を大切に作る心を育てる」ため、保育所保育指針等を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育・教育を行います。

ク 心豊かに国際社会でたくましく生きる青少年の健全育成は極めて重要であり、自然体験や社会体験、世代間交流などの様々な活動を通じて、青少年が社会の一員としての自覚と責任を体得し、家庭や地域社会における役割を果たしていくための支援に努めます。

ケ 犯罪等の被害に遭った子どもの人権を守る観点から、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図ります。

3 高齢者

(1) 現況と課題

我が国は、生活水準の向上、保健医療技術の進歩により平均寿命が著しく伸長し、今や人生80年代を迎えて世界でも有数の長寿国となっています。国の推計によれば、65歳以上人口の割合（高齢化率）は平成27年（2015年）には高齢化が26.0パーセント、平成62年（2050年）には35.7パーセントに達し、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会の到来が見込まれています。

これが本県においては、平成16年（2004年）4月現在、65歳以上人口の割合が20パーセントを超えるなど本格的な高齢社会を先取りする形となっています。

また高齢者は、若年世代に比べて当然のことながら病気になる確率が高く、特に75歳以上の後期高齢者層では寝たきりや認知症の出現率も高いことから、後期

高齢者人口の増加は要介護高齢者の増加をもたらし、今後さらに増え続けるものと予想されています。

さらに、戦後の社会変動により家族制度の変革や核家族が近代家族であるという意識などの変化によって、家族介護機能の低下や独居老人世帯、高齢者夫婦世帯が大幅に増加し、高齢者の社会的孤立や生活不安を招くなど、高齢者を取り巻く社会環境も大きく変化してきています。

こうした状況の中、国では社会福祉制度の在り方を抜本的に見直すこととし、これまでのような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象に、その生活の安定を支える役割を果たす新たな社会福祉制度の枠組みを検討しています。

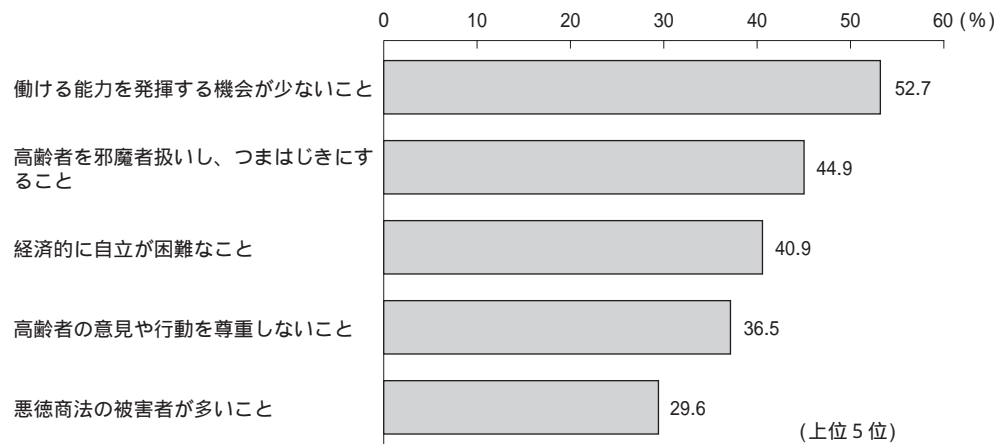
特に、平成12年度から導入された介護保険制度は、国民の老後の最大の不安要因となっている高齢者の介護を社会全体で支えるものであり、21世紀の高齢社会における社会保障制度の在り方を考える上で、一つの礎石となっているものであります。

高齢者は年齢的にみても60歳代と80歳代とではほぼ一世代の年齢差があることから健康水準や体力の差のみならず、ものの価値観や人生観も異なるほか、収入、資産、家族環境などの個人差も大きく、単に高齢者を「弱者」として一律にとらえる画一的な見方には問題があり、介護保険制度の円滑な運用と併せて、高齢者層の多様性に対応できる社会環境の整備が重要であります。

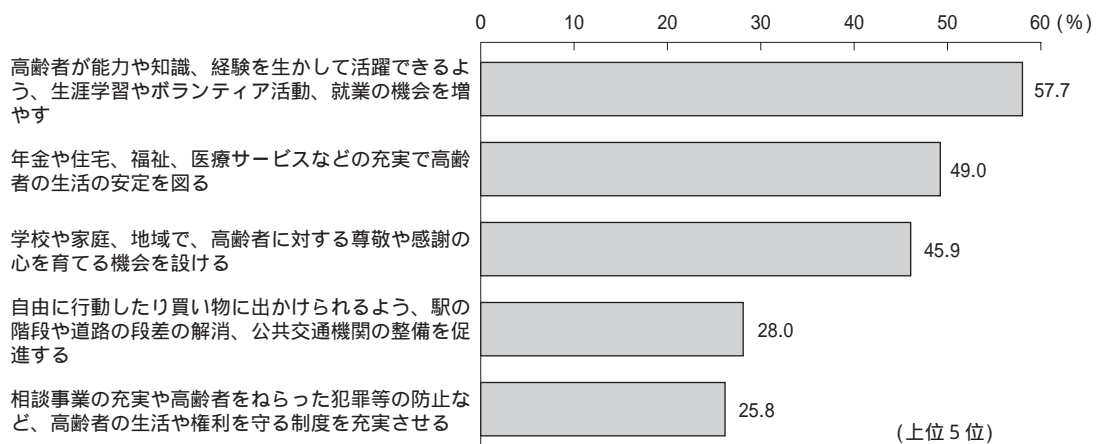
県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、高齢者の人権尊重に関する問題としては「働ける能力を発揮する機会が少ない」が最も多く、「高齢者を邪魔者扱いする」、「経済的に自立が困難」等いろいろな場面において、高齢者に対する様々な差別や人権侵害があると感じています。高齢者の人権を守るために必要なこととしては「高齢者の就業機会を増やす」、「年金や福祉の充実」、「高齢者への尊敬や感謝の気持ちを育てる」が求められております。

高齢者の身体的・精神的自立を社会全体で支えるシステムの構築が、高齢社会への急務の課題であります。

【高齢者の人権尊重に関する問題】 総数 (n = 1,197)



【高齢者の人権を守るために必要なこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

高齢者の人権が尊重され、日々生きがいをもって充実した生活を送ることができ、長生きしてよかったと実感できる、豊かで活力のある長寿社会づくりの実現に向けて、次の施策を推進します。

ア 高齢者が社会の重要な一員として、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、物理的・心理的な障壁の除去に向け、県民への普及啓発の充実を図るとともに、バリアフリー社会の基盤づくりに向けた各種施策の展開を図ります。

イ 来るべき高齢社会を担う子どもたちの高齢者の福祉についての関心と理解を深めるため、学校教育において福祉教育を推進するよう努めます。

ウ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会の

充実に努めます。

エ できる限り住み慣れた地域や家庭で、その能力に応じて自立した生活を送ることができるよう介護保険における介護サービス基盤の充実に努めるとともに、制度の適正な運営に努めます。

オ 介護保険の要介護認定を受けていない高齢者も安心して暮らせるよう、高齢者の生活支援や家族の介護支援、介護予防、生きがい活動の支援を図ります。

カ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験などが活用されるよう、就労機会の確保や元気な高齢者が支援を要する高齢者を支える高齢者福祉ボランティアへの参加、シルバー人材センターの充実などの社会参加を通じた生涯現役の取組みへの支援を図ります。

キ 高齢者に対する虐待や人権侵害の発生を防止するため、広報誌などにより人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、市町における介護や日常生活に関する相談窓口の整備を図り、併せて判断能力が十分でない高齢者の権利擁護事業の充実と成年後見制度との連携を図ります。

4 障害者

(1) 現況と課題

障害のある人を巡っては、交通、建物等による物理的なバリア(障壁)、点字や手話サービスの欠如等による情報のバリア、誤解、偏見などの心のバリアなどの問題があります。

本県においては、平成8年(1996年)「石川県障害者計画 - とともに生きる石川障害者プラン」を策定し、県民が障害のある人と共に生き、自立と社会参加の促進を目指した施策の充実に取り組んでまいりました。

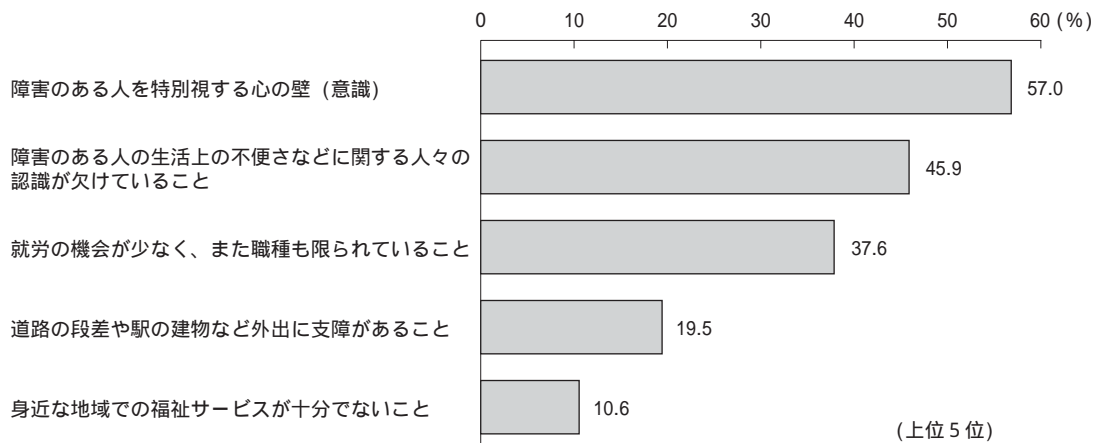
しかし、その後の障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や障害のある人のニーズの多様化などを踏まえ、平成14年(2002年)3月に「いしかわ障害者プラン2002」として新たな行動計画を策定しました。このプランに基づき、県としての障害者福祉施策を総合的、計画的に推進しております。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、障害のある人の人権尊重に関する問題としては「特別視する心の壁」が最も多く、「人々の認識の欠如」、「就労の機会が少ない」等いろいろな場面において、障害のある人に対

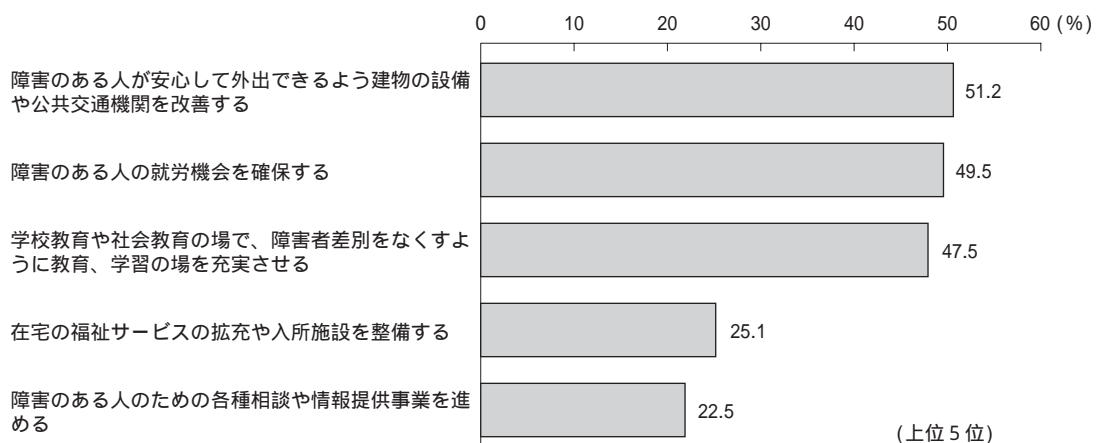
する様々な差別や人権侵害があると感じています。障害のある人の人権を守るために必要なこととしては「建物の設備・公共交通機関の改善」、「就労機会の確保」、「差別をなくす教育・学習の充実」が求められております。

また、障害のある人もない人も、高齢者も、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に平等に参加することのできるバリアフリー社会の実現のため、平成9年（1997年）3月「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を制定し、教育、福祉、建築、経済、交通など幅広い観点からハード・ソフト両面にわたり各種の施策を総合的に推進してまいりました。さらに平成15年（2003年）10月、いわゆるハートビル法の改正を踏まえ、条例の改正を行い、より一層のバリアフリー化に向けた環境整備の推進に取り組んでいるところです。

【障害のある人の人権尊重に関する問題】 総数 (n = 1,197)



【障害のある人の人権を守るために必要なこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

県の障害者プランは、障害のある人もない人も共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるというノーマライゼーションの理念と障害のある人がライフステージのすべての段階において、その人がもっている身体的、精神的、社会的能力を發揮し、その自立と社会参加の促進を目指すリハビリテーションを基本理念としています。

「いしかわ障害者プラン2002」では、障害福祉施策を4つの施策体系の大項目としました。1点目は自立と社会参加を促進するために、2点目は安心して地域で生活するために、3点目は思いやりと助け合いの心を育むために、そして4点目は安全でやさしいまちづくりのために、この4つの視点で施策を推進していくこととしています。

この中で、障害のある人の人権尊重に関しては、次の施策を推進していきます。

ア 県民に対し、障害のある人に対する理解を深め、共に生きる心をもって障害のある人に接するよう啓発・広報に努めます。

イ 障害のある人を特別視する心の壁（意識）を取り除くため、幼少期からの障害のある人を正しく理解する教育の充実や、障害のある子どもとない子どもの相互のふれあいを促進します。

ウ 障害のある人が社会活動をしやすくするため、福祉機器の充実や建築物、道路、交通機関などのバリアフリー化を推進します。

エ 障害のある人が健康で生きがいのある生活を創造するため、スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を積極的に推進します。

オ 障害のある人が福祉サービスを利用しやすくするため、身近なところで相談が受けられる体制や、苦情の解決、人権擁護の体制を充実します。

カ 障害のある人の自立を進めるため、就労の支援や雇用の推進を図ります。



5 同和問題

(1) 現況と課題

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかわる深刻かつ重大な社会問題であります。

人権擁護推進審議会答申は、同和問題に関し、「同和問題に関する国民の差別意識は、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある」としています。最近では、同和問題解決の大きな阻害要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」と思われる事例も後を断たない状況であります。

本県においても、昭和56年（1981年）に同和対策室を設置して以来、同和問題を人権擁護施策の重要な柱としてとらえ、施策の充実を図るとともに、人権週間（毎年12月4日～10日）を始めあらゆる機会を通じて、人権同和問題に関する県民の正しい理解と認識を深めるため、学校での人権教育のほか研修会・講演会・映画会の開催、マスメディアを活用した啓発、啓発資料の配布などの各種事業を国、市町、関係団体連携のもと積極的に実施しています。

特に、8月を人権同和問題啓発推進月間として、同和問題を中心とした研修会の開催、映画会の開催、人権啓発フェスティバルの開催、啓発資料の配布などの啓発活動を重点的に行っています。

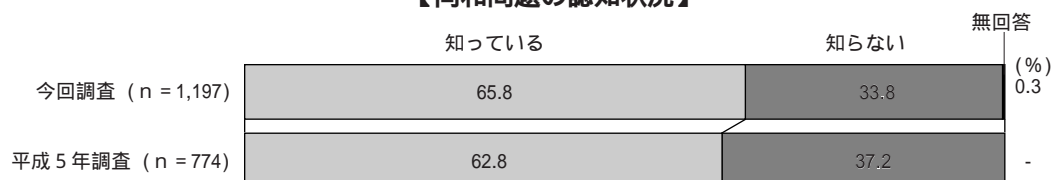
この結果、県民の同和問題に対する理解は着実に深まっています。しかしながら、差別事象の発生が見られるなど、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解が、いまだ十分に定着したとは言えない状況であります。同和問題は時間的経過による社会進化に伴い、いつとはなく解消するというものではありません。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、同和問題の認知状況は約3分の2の人が「知っている」と答え、また、認知した方法については、「啓発・教育」が最も多く、次いで「身内」、「仲間」の順となっており、年代別では、若い年代ほど「啓発・教育」が多い反面、年代が高くなるほど「身内、仲間」が多くなっていることから、同和問題についての正しい理解と認識が必ずし

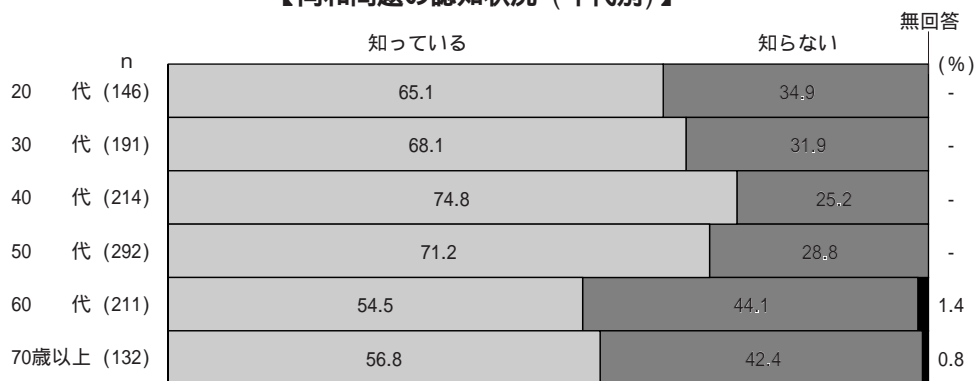
も十分に定着しているとは言えない側面もあります。

本県では、県内にも差別が存在するという基本的な認識のもとに同和行政を進めており、これまでの経緯や啓発活動の成果を踏まえ、県民の理解を一層深めるため、更に人権教育・啓発の充実に努めます。

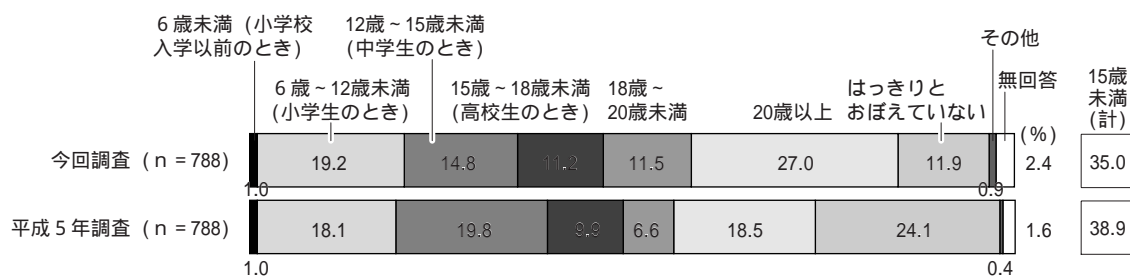
【同和問題の認知状況】



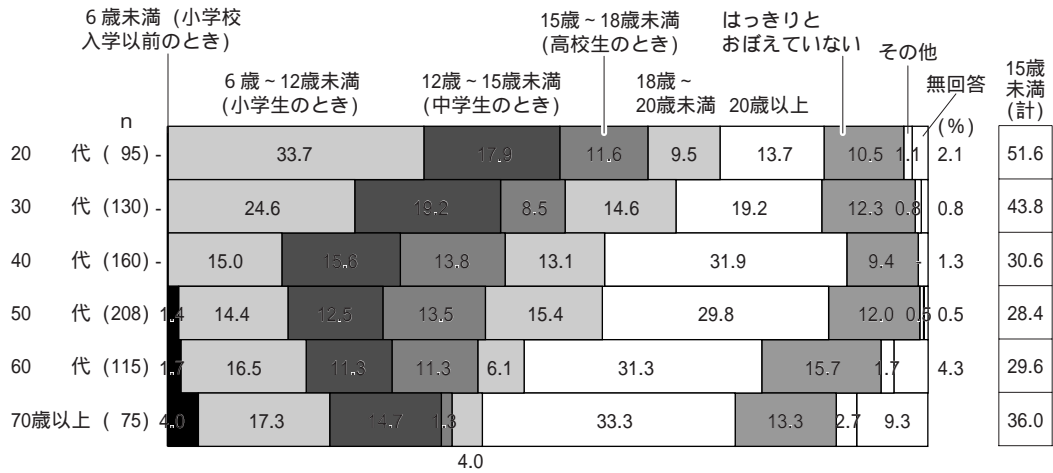
【同和問題の認知状況 (年代別)】



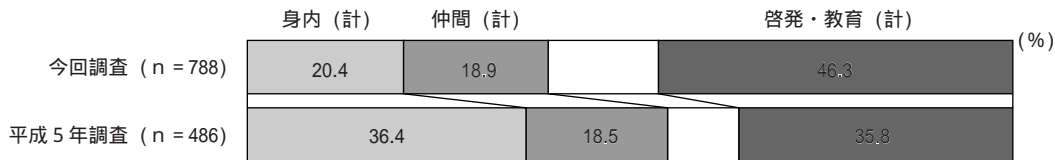
【同和問題を認知した時期】



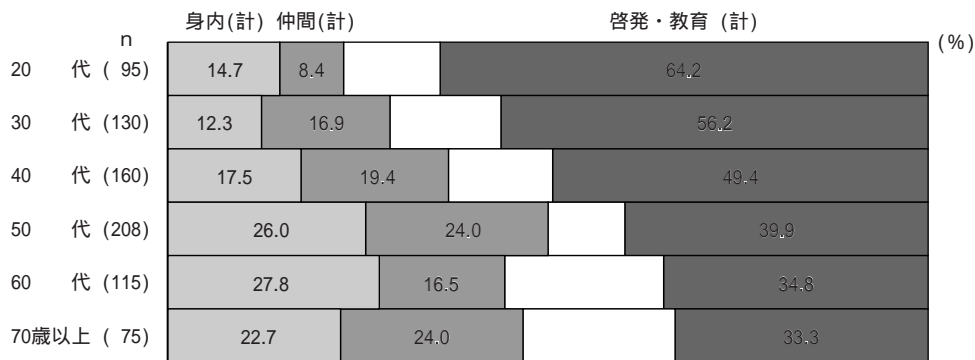
【同和問題を認知した時期（年代別）】



【同和問題を認知した方法（3分類）】



【同和問題を認知した方法（3分類・年代別）】



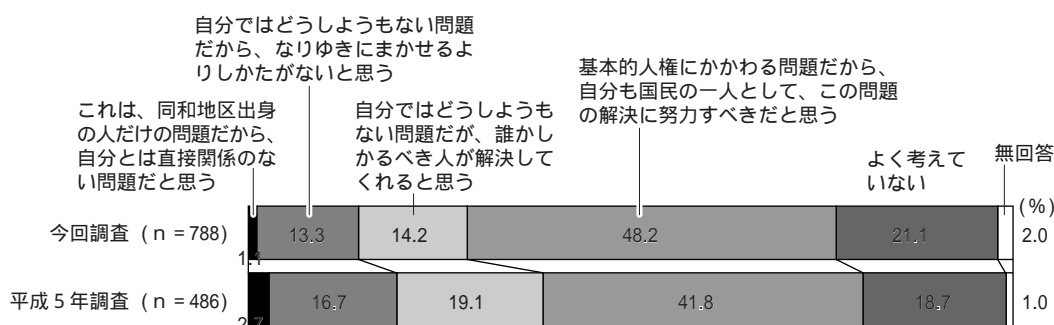
(2) 施策の方向

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、県民一人ひとりが同和問題を自らの問題としてとらえることが重要であります。同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、今後とも、その正しい理解に向けて、次の施策を推進します。

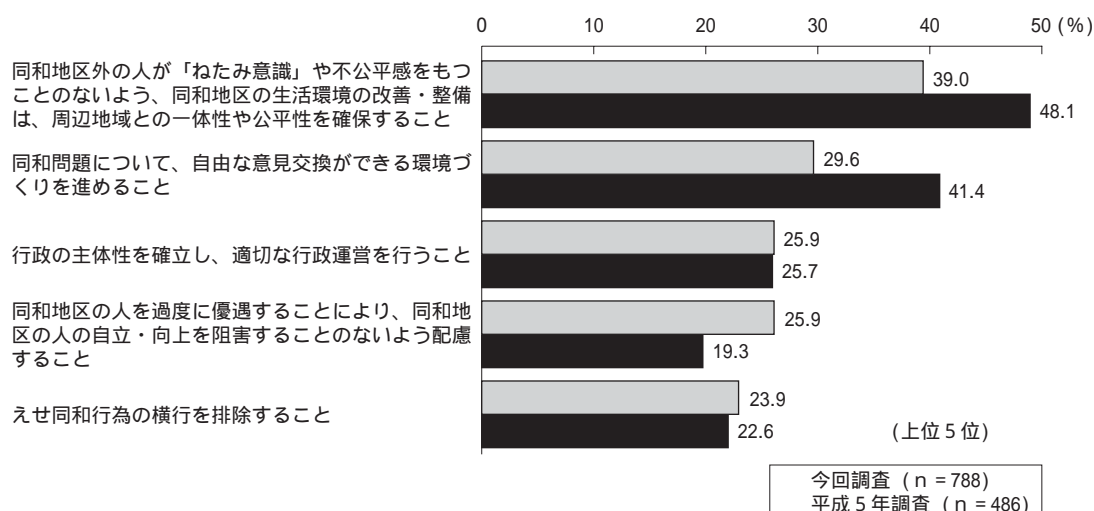
ア 差別意識の解消のために同和教育、情報提供、啓発活動の果たす役割は極めて大きく、更にこれらの取組みの充実を図ります。

- イ 同和教育の指導体制を充実するため、研修機会の拡充を図るとともに、研修内容を充実し、指導者等の養成を図ります。
- ウ 学校の人権教育や職場の人権同和教育に加え、公民館等において高齢者等を対象としたミニ講演会の開催など、一層の意識改革を図ります。
- エ 人権同和问题啓発推進月間を中心とした行事の充実を図ります。
- オ 同和问题を存続させる要因ともなっている根拠のない、不合理な社会慣行を見直すための啓発を強化します。
- カ 地域住民が自ら意思表示できる環境づくりに努めます。
- キ えせ同和行為に対しては、同和问题を正しく理解することが何よりも重要であり、その排除に向けて関係機関との連携を密にし、一層の啓発に努めます。

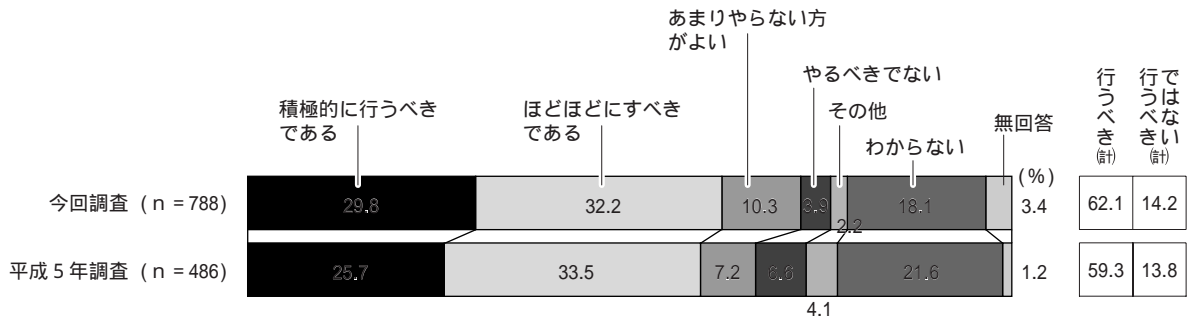
【同和问题の解決に対する態度】



【同和问题を解決するための対策】



【今後の啓発活動に関する意見】



6 外国人

(1) 現況と課題

本県においては、「世界に開かれた文化のくにづくり」を進めていますが、国際交流や国際協力を通じて、お互いの文化や社会習慣、価値観などの同質性や異質性を正しく認識し、それらを認め合いながら相互の理解を深め、また、相互に学び合うことにより、より豊かな地域づくりを進めています。

しかしながら、言語、文化、社会習慣等の違いについて、必ずしも相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などが指摘されています。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、在日外国人の人権尊重について特に問題があると思うことは「外国人についての認識や理解が不十分」が最も多く、「地域社会で受け入れられにくい」、「就職・仕事面で不利」、「保障制度が適用されない」等いろいろな場面において、在日外国人に対する様々な差別や人権侵害があると感じています。在日外国人の人権を守るために必要なこととしては「文化や生活習慣などへの理解を深める」、「就労の場の確保」、「社会保障の強化」が求められています。

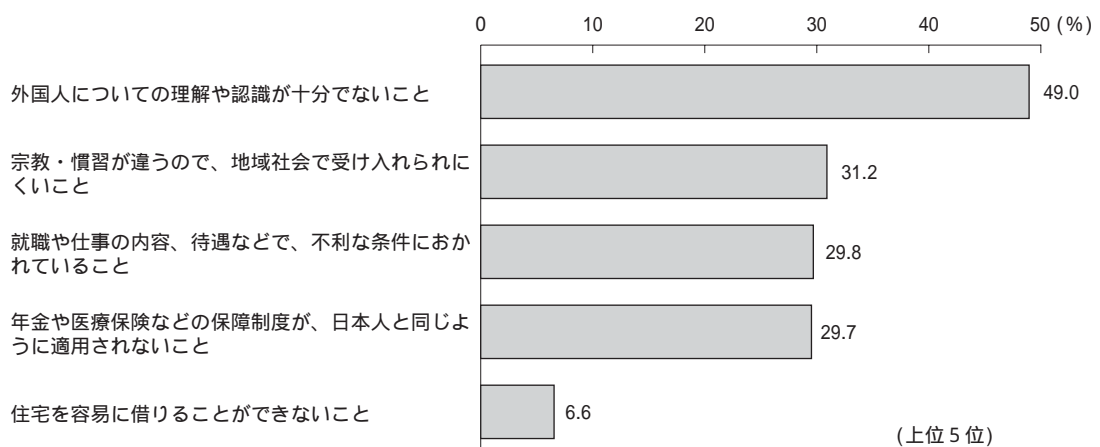
国際化時代を迎え、今後更に外国人居住者が増加することが予想される中、外国人問題に対する一層の意識改革を図る取組みが必要であります。

本県の外国人登録者数 9,420人 (平成16年(2004年)末)

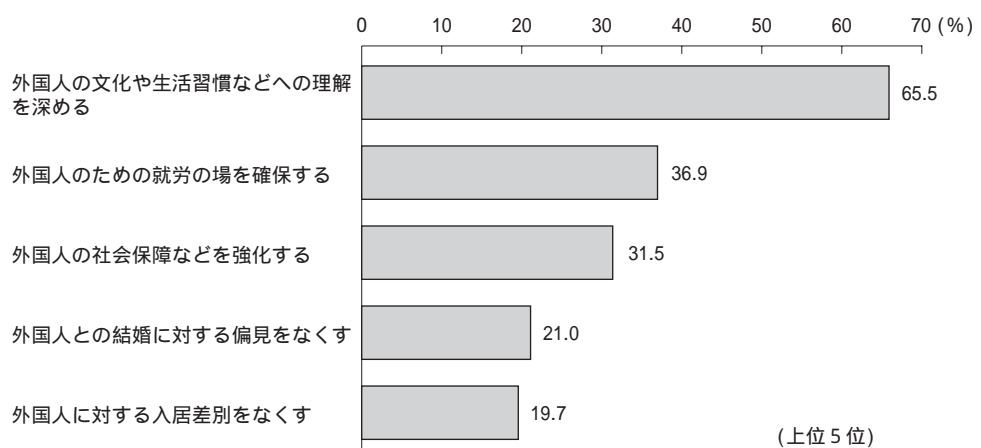
(国籍別内訳)

中 国	3,113人
韓国・朝鮮	2,301人
ブラジル	1,454人
フィリピン	697人
インドネシア	297人
米 国	229人
そ の 他	1,329人

【在日外国人の人権尊重について問題があると思うこと】 総数 (n = 1,197)



【在日外国人の人権を守るために必要なこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

県民一人ひとりが異なる文化や考え方を十分理解し、外国人を、共に暮らす県民として受け入れ、共生していく社会を実現するため、次の施策を推進します。

ア 多言語、多文化社会に対応した地域づくりのため作成している外国語による生活ガイドブックや県ホームページ等の内容の充実に努めるとともに、外国人に対する差別意識を解消するための啓発活動に努めます。

イ 外国人の生活・法律問題等の解決のための相談体制の充実に努めます。

ウ 道路や公共施設などにおける案内表記への外国語併記など、外国人の生活に配慮したまちづくりを進めます。

エ 国際社会を正しく理解するため、小・中学校などにおける国際理解教育等の充実に努めます。

オ 公的機関や企業などにおける外国語・外国文化の研修の開催に対する支援に努め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

カ 多文化理解のための草の根活動を支援するため、国際交流員（C I R）等の利活用を図ります。

キ 財団法人石川県国際交流協会などが実施する多文化を理解するための活動に対し、講師の派遣、教材・情報の提供等の支援を行うほか、国際交流ボランティアへの研修に努めるなど、サポート体制の充実に努めます。

ク 市町レベルでの国際交流活動の推進や地域住民レベルでの国際理解の促進を図るため、市町国際化協会や民間交流団体の活動を支援します。

7 感染症患者等（H I V、ハンセン病等）

(1) 現況と課題

我が国においては、今なお、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。患者や家族の中には、治療費の負担だけでなく、特に、エイズやハンセン病を始めとした感染症に対する人々の誤った認識や理解不足による偏見や差別が今なお見受けられ、肉体的、精神的な負担が大きくなっています。

H I V感染症は、わが国では昭和60年（1985年）、安全を怠った非加熱性血液製剤によるH I V感染被害である薬害事象によりエイズ患者が表面化しました。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は非常に感染しにくいウイルスですが、当時、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生しました。入浴や食器の共用など通常の社会生活で感染することはありません。何らかの原因により、万一感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。しかしながら、今でも人目が気になるということでエイズ相談や検査を受けられないことや、職場に病名がもれ、差別を受けたり、職場を追われてしまうということを恐れて、感染していることや患者であることを隠さなければという状況があります。

ハンセン病は、今日では治療法が確立している感染症であります。わが国では特殊な病気として扱われ、「らい予防法」が明治40年（1908年）に制定されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての権利を奪われてきました。さらに、強い偏見や差別は患者だけでなく家族にまで及びました。この強制隔離政策は、その後治療薬ができた後も、「らい予防法」が廃止された平成8年（1996年）まで続けられました。

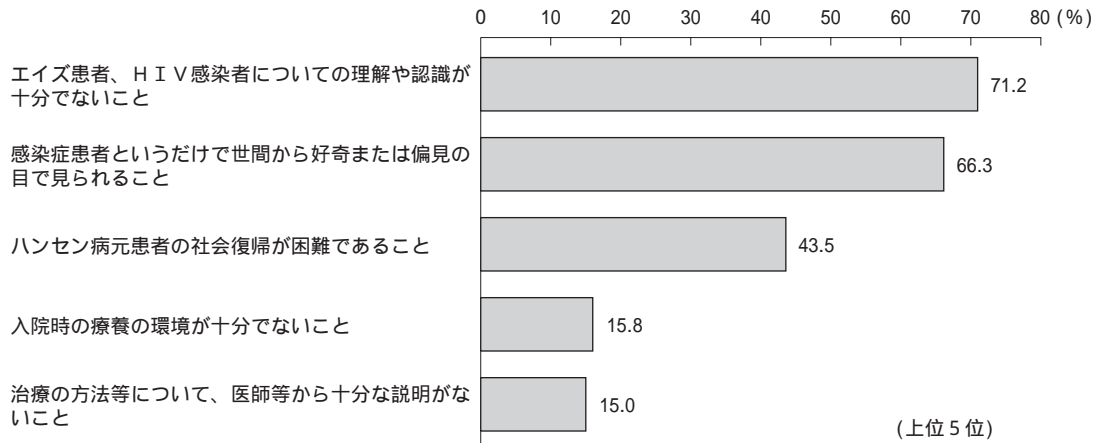
しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識により、未だに偏見が存在しています。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障害が残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。

このように、さまざまな病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、これらの患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」においても、感染症患者等の人権尊重に関する問題としては「理解や認識が不十分」が最も多く、「世間からの好奇や偏見の目」等いろいろな場面において、感染症患者に対する様々な差別や人権侵害があると感じています。

このような感染症に対する誤解をなくすためには、患者等の人権にも配慮した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の立法趣旨を踏まえ、広く県民に正しい情報を提供するなど今後とも啓発に努める必要があります。

【感染症患者等の人権尊重について問題があると思うこと】 総数 (n = 1,197)



「人権問題に関する県民意識調査」(平成15年、石川県)

(2) 施策の方向

エイズ、ハンセン病等については、発生の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とし、個人の意思や人権に配慮し、感染症患者、治癒した人などに対する偏見や差別をなくし、人としての尊厳と自由を認め合い、安心して生活できる社会の実現に向けて、次の施策を推進します。

ア 感染症に対する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発活動を充実します。

イ 学校教育において、感染症に対する正しい知識や認識を深める教育を推進するとともに、教職員の研修を充実します。また、医療関係者に対して、感染症患者、治癒した人などのプライバシーを保護するための研修を充実します。

ウ エイズ、ハンセン病等の感染症患者、治癒した人などが自立した社会生活を送れるよう、関係機関と連携して事業主の理解を求め、職場の確保などに努めます。また、人権に配慮した治療体制の整備と適切な相談体制の充実に努めます。

8 公正な採用選考への取り組み

(1) 現状と課題

就職は一人の人間にとって生活基盤の安定のためだけではなく、自己表現を図り、豊かで人間らしい社会生活を営むうえで極めて重要な意義を有しています。

この一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職にあたって、本人の適性と能力以外の要素を考慮して採否を決定することは、憲法の理念に反することはもちろん、企業のモラルとしても許されることではありません。

しかしながら、今なお一部の事業所において、個人のプライバシーを侵害する恐れがある身元調査や面接試験における不適切な質問など、応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が見受けられ、基本的人権を侵害するような事象が起きています。

このため、今後さらに、企業が社会的責任を自覚し、同和問題などの人権問題の重要性を十分理解したうえで、差別のない公正な採用選考が行われるよう、なお一層啓発に努める必要があります。

(2) 施策の方向

県民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、企業の公正な採用選考システムの確立が図られるよう、次の施策を推進します。

公共職業安定所が実施する企業のトップクラス並びに公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会等において、同和問題など人権問題の正しい理解と認識を深める啓発パンフレットの配布を行うなど、関係機関との連携を密にし、公正な採用選考のための人権啓発に努めます。

9 インターネットによる人権侵害と個人情報の保護

情報産業の発達に伴って、他人に知られたくない個人の私生活上の秘密が、自分の知らない間に集められ、利用される心配が広がってきたことから、私生活を他人にのぞかれず、秘密にしておきたいという「プライバシーの権利」が主張されるようになりました。今日、個人情報の保護は、プライバシー保護の観点から、国民一人ひとりに保障されるべき基本的人権の問題であるとの認識が重要です。

近年、情報化社会の急速な進展の中で、企業や行政機関などが保有する顧客情報や住民情報などの個人情報が、大量に流出する事件が相次いで発生しています。また、インターネットの急速な普及を背景に、ホームページや電子掲示板の匿名性・拡散性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等によって、個人や団体にとって有害な情報を掲載するなどの人権侵害も増加しています。

このことから、国において、平成14年（2002年）にいわゆる「プロバイダー責任制限法」を制定し、その防止への取組みを行っています。また、平成15年（2003年）には「個人情報保護法」等を制定し、行政機関や企業に対して個人情報の適正な取り扱いを義務づけています。

本県においても、県が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項や、県が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止を求める権利、いわゆる個人情報のコントロール権を定めた「石川県個人情報保護条例」を平成15年（2003年）3月に制定し、平成15年7月から施行しています。これらの適正な運用や遵守により、個人の権利利益の保護を図っています。

一方、国や地方公共団体の動きについて正確な情報がなければ主権者としての判断ができないことから確認された権利が「知る権利」です。

本県では、県が保有する情報を広く県民に公開するとともに、県が行う諸活動を県民に「説明する責務」を果たすため、平成13年（2001年）3月に「石川県情報公開条例」を全部改正し、この条例に基づき県民の「知る権利」を尊重することとしています。

また、この情報公開にあたっては、個人の正当な権利利益を侵害することのないよう、個人に関する情報について最大限の保護を行っています。

10 犯罪被害者等

犯罪被害者については、基本的な「個人の尊厳」や「プライバシー」などが尊重されなければならないことは当然であり、犯罪被害者は「可哀想だから」保護されるのではなく、基本的人権の尊重という観点から当然支援される立場にあります。犯罪による被害は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職等による経済的困窮、無責任なうわさ話等によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられる場合もあります。犯罪被害者やその家族の人権を侵害されるケースはさまざまですが、被害者の人権の尊重を基本とした、被害者が求める各種支援を推進する必要があります。

犯罪被害者に対する支援のためには、まず、被害の救済は被害者の人権に基づくものであり、誰もが被害者になる可能性があるとの認識に立って、被害者を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進する必要があります。

このため、犯罪被害者の現状や支援の必要性について、県民の認識を深めるとともに、犯罪被害者が可能な限り被害を回復し、苦しみから立ち直り、元の生活に戻ることができるよう被害者相談・支援活動を効果的に推進します。さらに再被害防止措置や重大な犯罪の未然防止措置にも取り組めます。

11 その他の人権

前述の重点的に取り組むべき人権課題のほかにも様々な人権問題が存在します。

刑を終えて出所した人など

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人に真摯な更生意欲があったとしても、その社会復帰は厳しい状況にあります。刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。刑を終えて出所した人が真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むためには、本人の更生意欲はもちろん、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めます。

ホームレス（野宿生活者）

失業や家庭問題等さまざまな要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活をおくることができない人もいます。そのため、福祉事務所等の関係機関と連携し、生活指導に取り組むとともに、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消にも努めます。

性同一性障害者

性同一性障害者は、からだの性とこころの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。就職を

はじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見により嫌がらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。性別再判定手術を受けた人については、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることになりました。

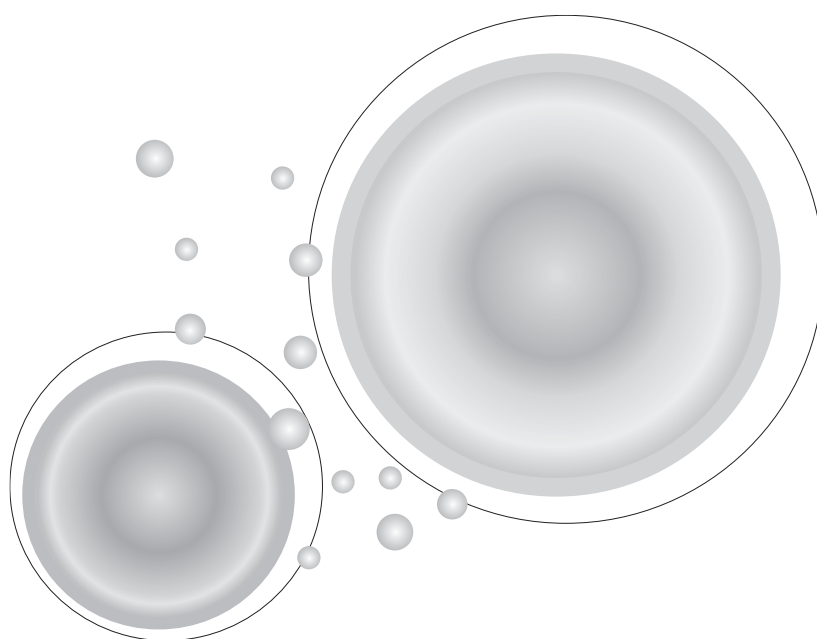
性同一性障害者や障害に対する正しい認識が深まるよう啓発活動の推進に努め、偏見のない社会づくりを進めていきます。

その他にも、アイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見・差別の問題などがあります。

また、伝統的な風習や慣習の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、日常生活に深く浸透しているものもあり、思込みや先入観が無意識のうちに偏見・差別を植え付けてしまうことがあります。

これらの人権問題についても、県民一人ひとりが個々の問題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断することにより、その原因となっている偏見や差別などが解消され、人権が尊重されるよう人権教育・啓発を一層推進します。

また、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの課題の状況に応じた取り組みを行っていきます。



第7章 計画の推進

1 推進体制等

本県では、人権行政を県政の重要な柱と位置づけ、同和対策室が核となって総合的に施策の推進を図ることとします。

人権施策の推進にあたっては、関係部局がこの行動計画を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。なお全庁的な推進組織として「石川県人権施策推進会議」を設置し、関係部局の緊密な連携を図ることにより、総合的かつ効果的な推進に努めます。

- (1) 国、市町、関係機関などと十分連携しながら総合的に推進します。
- (2) この計画について、様々な場を通じて積極的に周知します。
- (3) この計画の推進状況のフォローアップを行い、その結果を今後の施策の推進に反映します。
- (4) 市町を始め県内の公的団体、マスメディア、企業、地域等で活動する民間の諸団体においてもそれぞれの分野において、この計画の趣旨に沿った自主的・積極的な取組みを展開することを期待します。

また、この計画の推進にあたっては、これらの団体等の取組みや意見等に配慮します。

2 県民の参加及び国等との連携

人権教育を県民に広く推進するためには、国、市町、民間団体等とそれぞれの役割を踏まえた連携を図ることが重要であります。石川県人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて、人権関連情報、指導者・教材等の情報の共有化を進めるとともに、それぞれの役割に応じた人権教育の機会を提供します。

(1) 県民の参加

人権尊重社会の担い手は県民一人ひとりであります。人権尊重社会を確立するためには、県民が人権問題は自らの問題であるとの認識のもと、各種人権関係行事に参加することが期待されます。そこで、県民への情報提供やこの計画の公表

を通じて県民が幅広く情報を共有し、意見を交換するなど、県民が各種人権関係行事に積極的に参加できる取組みを推進します。

(2) 国との連携

国においては、人権教育・人権啓発に関する基本計画に掲げられた諸施策が着実に推進されています。本県としても、国の人権関連施策の動向に留意しつつ、本県の実情に即した人権教育を効果的に推進するため、法務局など国の関係機関との連携を一層密にしていきます。また、人権擁護制度の周知普及、人権擁護委員活動への支援など国が実施する各種人権関連施策に一層協力します。

(3) 市町との連携

市町は、地域に密着した地方公共団体として、住民との接点が多く、様々なかかわりを有しているため、地域の実情を踏まえたきめ細かな人権教育を推進することができます。

このように、市町の役割には非常に大きいものがあります。「石川県人権同和行政推進連絡協議会」などの機関を通じ、市町との連携を密にし、積極的に情報を提供するなどして人権教育への取組みを促進します。

(4) 民間団体等との連携

人権教育の推進は、行政のみで対応できるものではなく、人権尊重の気運を盛り上げていくためには社会全体での取組みが必要であり、民間団体等における積極的な取組みが期待されています。

民間団体等との連携を図るとともに、その人権教育の取組みの充実を促します。また、人権教育を支援するため、必要に応じて講師の派遣、教材・情報の提供、助言などを行います。

3 指導者の養成と人材の活用

(1) 指導者の養成

県民の人権尊重意識を更に高めるためには、県民が日常生活の身近な学習の場などあらゆる機会を通じて人権教育に広く参加できる環境が不可欠であり、その

ためには、人権教育を推進する上でその中核的な役割を担う指導者を広く養成することが急務であります。

研修会等を開催し、地域、学校、企業などで指導するオピニオンリーダーの養成や効果的な人権の研修・啓発を企画できる能力を備えたプランナー等の養成に努めます。

また、県民の身近なところで、活躍する指導者に対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援したり、民生委員・児童委員など地域住民と行政の接点にある関係者に研修会等への参加を働きかけます。

国、財団法人人権教育啓発推進センターが実施する指導者養成のための研修は、大いに活用します。

(2) 人材の活用

県民に広く人権教育を推進するため、人権に関し幅広い識見を有する人材を多方面から積極的に発掘し、活用を図っていきます。

保育所・幼稚園、学校の教育においても、幼児・児童・生徒が発達段階に応じて人権感覚を高め、豊かな心を培うため、ボランティア活動や体験活動、高齢者や障害者等との交流などに外部から豊かな経験を有する人材の参加を求めます。

社会教育においては、充実した研修会、教室、講座等が開催できるよう、講師に関する情報を提供します。

4 教材・学習プログラムの開発等

(1) 教材

人権教育を効果的に推進するためには、身近な人権問題に気づかせるよう学習者の実態や地域に根ざした教材を整備する必要があります。そこで、これに配慮しつつ、学習者の習熟度、意識、ニーズ等に対応した、また、参加体験型学習に対応した新たな教材の開発に努めます。

特に、保育所・幼稚園、学校の教育においては、幼児・児童・生徒が生命の大切さに気づき、豊かな心情を身に付けるなど、人権尊重意識が感性としてはぐくまれることが重要であり、発達段階に応じた教材の開発、改善等に努めます。

また、社会教育や職場内教育、研修等においては、学習者の生涯にわたる学習

機会に対応した教材の開発に努めます。

(2) 学習プログラム

人権教育とは、単に知識を得るだけではなく、自ら理解を深めて、日常生活の中で実践できるものでなければなりません。そのためには、子どもの頃から動物、植物などの自然と接する中で生命の大切さや優しさを身に付ける必要があります。

そこで、学習者が主体的に参加でき、参加者自らの身近な体験を通して学び合うことができる環境にも配慮した参加体験型学習等の手法を取り入れた学習プログラムの開発に努めます。

5 普及啓発

普及啓発については、これまでも様々な方法で実施してきましたが、県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発を続けていく必要があります。

(1) 啓発の内容

啓発に当たっては、人権尊重の理念を訴えることも重要であります。県民の理解と共感を得るために、これと併せて身近な人権問題に即し、県民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫に努めます。

子どもに対する啓発は、その発達段階に応じた手法を選択します。

(2) マスメディアの活用

人権教育を効果的に推進する上で、世論形成に大きな影響力を持っているマスメディアが果たす役割には極めて大きなものがあります。

マスメディアに対しては、県民が必要としている情報を適時に提供するとともに、様々な形で人権問題や人権教育が取り上げられるよう、積極的に働きかけます。

新聞、テレビ、ラジオ等を活用するほか、近年、急速に普及しているインターネットなどの新たなマスメディアも積極的に活用します。

(3) 印刷媒体の活用

広報誌、啓発冊子、パンフレット、ちらし、ポスターなどの印刷媒体は、それぞれの特性に応じ、また、県民の意識、ニーズ等に十分配慮したものとします。

表現方法は、イラスト、漫画等も使い、感性に訴えるものとなるよう、一層内容の充実に努めます。

(4) イベント方式の活用

多くの県民の主体的な参加を促すため、イベントなど参加体験型の手法を取り入れます。県民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう創意工夫に努めます。

6 計画の見直し

この計画は、国の動向、社会情勢の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



用語解説

あ 行

- ・いしかわエンゼルプラン2005

次代を担ういしかわの子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指し、平成17年（2005年）に策定した計画。子育てや子どもの育ちを地域社会全体で支えていくことを基本としており、次世代育成支援対策推進法に基づく県の「行動計画」でもあります。計画の目標年次は平成21年度（2009年度）。

- ・石川県障害者計画

障害者基本法に基づき、障害者の自立と社会参加の一層の促進を目指し、平成8年（1996年）に策定した県の障害者施策に関する総合的な計画。

- ・いしかわ障害者プラン2002

障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化や障害のある人の新たなニーズを踏まえ、平成14年（2002年）に石川県障害者計画を改定した行動計画。

- ・石川県人権啓発活動ネットワーク協議会

県内における人権啓発活動にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成10年（1998年）に設置した組織。データベースを共同利用するとともに、啓発計画の共同策定・情報交換を行い、ホームページの開設などを行います。

金沢地方法務局、県、金沢市及び県人権擁護委員連合会で構成。

- ・石川県人権啓発推進会議

同和対策審議会答申の精神を尊重し、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、県内の公益的団体等を構成員に昭和61年（1986年）、「石川県同和問題啓発推進会議」として設立しましたが、平成4年（1992年）、人権全般について、その尊重意識の普及高揚を図るため、各種民間団体、行政機関等が連携を保ち、総合的かつ効果的

な啓発を推進することを目的に拡充再編した組織。

公民館、青年団、女性団体等の各種団体、県、市長会、町長会、市町教育委員会連合会、県人権擁護委員連合会など幅広いメンバーで構成。

- ・石川県人権同和行政推進連絡協議会

人権同和問題の早期解決を期し、県と市町が連携を密にし、人権同和行政の実効ある推進を図ることを目的に平成9年（1997年）に設置した組織。県と市町の人権同和行政担当課長・室長で構成。

- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

平成9年（1997年）を「バリアフリー元年」と位置づけ、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての県民が共に健康で生きがいを持って生活し、あらゆる分野の社会活動に平等に参加することのできるバリアフリー社会（障壁のない社会）づくりを推進することを目的に、同年に制定した条例。

- ・いしかわ男女共同参画プラン2001

「いしかわ男女共同参画プラン2001」は、男女共同参画社会基本法に基づき策定したものであり、平成13（2001）年度から平成22（2010）年度までの本県における男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す計画として、平成13年3月に策定されました。

- ・インフォームド・コンセント

患者が医師から病状、治療目的、危険度、費用などについて十分な説明を受け、納得した上で治療を受けること。

- ・H I V感染者

H I V（エイズウイルス）に感染していますが、エイズを発症していない状態の人。「H I Vキャリア」と同じ意味。

エイズとは、H I V感染者が発症した状態をいいます。

- ・えせ同和行為

同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

えせ同和行為は、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育の効果を一挙にくつがえし、同和問題に関する誤った認識を国民に植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっており、これを排除することが緊急な課題となっています。

か 行

- ・介護保険制度

平成12年度（2000年度）から導入された社会保険制度。高齢化の進展により深刻化している介護の問題について、社会全体で支えるという考え方のもと、40歳以上の国民から保険料を徴収し、65歳以上の高齢者が介護を必要とする状態になった場合（40歳以上65歳未満の人については、特定疾患により介護が必要であると認定された場合）、必要な介護サービスが受けられるというもの。

- ・権利擁護制度

判断能力が十分でない高齢者や障害者が安心して自立した生活が送られるよう、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理を行う制度。各都道府県社会福祉協議会で実施。

- ・公正採用選考人権啓発推進員

国民の就職の機会均等を確保するという社会的な要請にこたえて、事業所内において、公正な採用選考システムの確立を図ることなどに中心的な役割を果たす人。常時使用する従業員の数が100人以上である事業所など一定の要件に該当する事業所に配置。

- ・国際年

国際社会が1年間を通じて一つの共通した問題に取り組むこととした年。国際婦人年、国際児童年、国際障害者年、国際高齢者年などがあります。国際年の制定は通

常、国連総会の場で決定され、各国政府は官民合同の国内委員会を設立し、行動計画を作成するよう要請されます。

・心の教育

中央教育審議会が平成9年（1997年）、文部大臣から「幼児期からの心の教育の在り方について」の諮問を受け、翌年に行った答申。同答申は、心の教育の充実には、国民各層の幅広い理解と協力が不可欠であり、国や地方公共団体、教育関係者はもとより、一人一人の国民、企業やメディアなどの関係者の取組が求められる、としています。

本県においては、子ども一人一人が、人として調和のとれた成長を成し遂げられるよう、生命を尊重する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、心豊かな人間性を培う「心の教育」を推進し、社会全体で子どもを育てる環境を整備するため、平成10年度（1998年度）に「豊かな心を育む教育推進県民会議」を設置し、県、市町、民間団体等との連携のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を進めています。

「豊かな心を育む教育推進県民会議」は、健全な青少年の人間形成を目指し、家庭、学校、地域社会が一体となり、県民挙げて、子どもたちの豊かな心を育む教育を推進するために設置した組織。行政、教育界、経済界などの幅広いメンバーで構成。平成11年11月「すべての大人が子育てを」、「体験が石川っ子を育てる」の2つを柱とする「心の教育」石川の提言を策定。

・固定的な役割分担意識

「男は仕事」「女は家事・育児」というように、また男性は「政治の担い手」、「会社においては基幹部分の担い手」、女性は「私的領域での担い手」「会社においては周辺部分の担い手」というように性別によって役割を分担するという意識。我が国においては、こうした男女に対する固定的な役割意識が根強く残っており、この性別役割分担の克服が男女共同参画社会の実現のための課題とされています。

さ 行

- ・在宅介護支援センター

各種の保健福祉サービスやその利用方法、在宅での介護に関する情報提供や相談を受け付ける機関。市町村や社会福祉法人などが運営しています。

県内には97か所（平成16年（2004年）4月）。

- ・生涯学習審議会答申

生涯学習審議会が平成3年（1991年）、文部大臣から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の諮問を受け、翌年に行った答申。同答申は、時代の要請に即応した現代的課題の一つとして人権に関する学習機会の充実を挙げており、学習機会の提供については、行政の果たすべき役割が大きい、としています。

- ・障害者週間

障害者自らの自立と社会参加の意欲、更に国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間のことで、国際障害者デーであると同時に障害者基本法の公布日である12月3日から「障害者の日」である同月9日までの1週間。

国連は、平成4年（1992年）に12月3日を「国際障害者デー」とし、障害のある人の社会参加を促進する観点から各国にその周知を要請しました。

- ・障害者の日

昭和56年（1981年）の国際障害者年を記念して、国民の障害者問題についての理解と認識を深め、福祉の増進を図ることを目的に、毎年12月9日（国連で「障害者の権利宣言」を採択した日）を障害者の日とし、総理府による記念の集いが開催されるほか、全国各地で障害者問題に関する啓発広報の各種行事・事業が行われています。

- ・シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う機関。会員は原則60歳以上の健康な高齢者。

- ・身体障害者相談員

身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、また、その更生のために必要な援助を行う人。

- ・財団法人人権教育啓発推進センター

地域改善啓発活動を行うことを目的に総務庁所管の公益法人「財団法人地域改善啓発センター」として昭和62年（1987年）に設立されましたが、その後、平成8年（1996年）7月26日の閣議決定（「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」）を受けて、翌年、人権全般の教育・啓発活動を行うことを目的とし、法務省、文部省及び総務庁の三省庁共管として再編された公益法人。

- ・人権教育推進会議

国際的な人権尊重への関心が高まる中、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図っていくことが強く求められていたことから、学校教育に携わる教員を対象に、人権教育指導体制の充実強化を図ることを目的として平成7年（1995年）に設置した研究協議機関。

県内の公立小・中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校の人権教育担当教員で構成。

- ・人権同和問題啓発推進月間

広く県民に人権尊重意識の普及高揚を図るため、同和問題を始めとする人権問題についての実態を訴え、人権の意義や重要性について、啓発活動を集中的に推進することとした月間。今日までの同和对策の基礎となった昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申があった月である8月を月間としています。

- ・人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の市町村（特別区を含みます。）に置かれている人。県内の市町には187人（平成17年（2005年）3月）が配置されています。

なお、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに法務大臣が委嘱する人権擁護委員を総称して法務省の人権擁護機関と呼びます。人権擁護機関から人権擁護委員を除いたものを総称する場合は、法務省の人権擁護部門と呼びます。

・成年後見制度

精神上的の障害によって判断能力が十分でない方々（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、その法律行為によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。

成年後見制度は、このような方々について、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

・セクシュアル・ハラスメント

厚生労働省によるセクシュアル・ハラスメントの概念では「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で、一定の不利益を与えたり、又は、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されています。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれています。平成9年（1997年）に改正された男女雇用機会均等法では、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止を事業主の配慮義務と定めています。

また、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

た 行

・第4回世界会議

平成7年（1995年）9月4日から同月15日まで、国連の主催により北京市で開催された会議で190か国の政府代表が参加。「平等、開発、平和」をテーマに冷戦の終結、民主化の動き、貧困の増大といった国際情勢の変化を踏まえ「女性の地位向上

のための「ナイロビ将来戦略」の実施状況の見直しと評価を行い、21世紀に向けての指針となる北京宣言及び行動綱領を採択しました。

- ・男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

- ・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成11年（1999年）に制定され、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、さらに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

- ・男女雇用機会均等法

雇用分野における男女の均等な機会及び確保を目的とした法律。昭和61年（1986年）の改正後11年を経ても依然として男女の採用時、採用後の処遇における差別が残っていたため、更に平成9年（1997年）に一部が改正され、平成11年（1999年）に施行されました。

- ・地域改善対策協議会の意見具申

「同和問題の解決に向けた今後の方策の基本的在り方について」の検討をした地域改善対策協議会が平成8年（1996年）に行った意見具申。同意見具申は、「教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる」と指摘しています。

また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての

人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである」としています。

- ・知的障害者相談員

知的障害者の福祉の増進を図るため、本人又はその保護者の相談に応じ、また、本人の更生のために必要な援助を行う人。

- ・同和対策審議会答申

同和対策審議会が昭和36年（1961年）、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、約4年をかけて審議を行い、昭和40年（1965年）に行った答申。同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べています。

- ・ドメスティック・バイオレンス

「夫婦（恋人）間暴力」ともいい、パートナーからの暴力をいいます。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内の弱者への暴力をさします。夫婦間のことは私的な問題とされる風潮や、夫婦間の経済的な力関係により、これまで表面化しにくかったが、今日では解決すべき深刻な女性問題となっています。この問題解決に向けての社会的関心の高まりや、シェルター（緊急避難所・一時保護施設）などの社会的制度・施設の充実などが望まれています。

な 行

- ・ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。障害者や高齢者などを特別扱いしないで、健常者と同じように生活できるようにすること。

は 行

- ・ハートビル法

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)

1994年に、不特定多数の人が利用する建物にバリアフリー化を進めるため、生まれた法律。

- ・配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

- ・バリアフリー

どのような障害を持つ人も安心して暮らせる障壁(物理的、情報、意識などを含む。)のない状態のこと。

- ・バリアフリー社会

高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる分野の活動に平等に参加する上で、これを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適に生活できるよう配慮された社会。

- ・ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。まれに感染しても、今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治することができます。らい予防法は平成8年(1996年)に廃止されています。

- ・プロバイダー責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダー等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダー等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダー等に削除依頼をすることができる。(平成14年5月27日施行)

ら 行

- ・リハビリテーション

身体障害者や精神障害者、事故や病気による後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。

資 料 編

- 1 日本国憲法 (抄)
- 2 世界人権宣言
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 石川県人権施策推進会議設置要綱

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律（教育基本法第三条第二項）の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律（教育基本法第四条）の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律（労働基準法）でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人々の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附 則】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議

石川県人権施策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「石川県人権教育・啓発行動計画」について、関係部局の緊密な連携・協力を図り、同和問題をはじめとする人権課題への対応と諸施策を総合的、効果的に推進するため、石川県人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石川県人権教育・啓発行動計画の推進に関すること
- (2) 同和問題等、人権課題についての関係部局間の連絡調整に関すること
- (3) その他、人権教育・啓発推進について必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 副座長は、出納長及び総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 座長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐する。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、推進会議の運営について必要な事項を処理する。

- 2 幹事長は、同和対策室長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を召集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、総務部総務課同和対策室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 石川県同和問題連絡会議設置要綱は、廃止する。

別表 1 (委員)

企画振興部長
県民文化局長
健康福祉部長
環境安全部長
商工労働部長
観光交流局長
農林水産部長
土木部長
企業局長
教育長
警察本部警務部長

別表 2 (幹事)

総務部	総務課長兼同和対策室長
	人事課長
	地方課長
企画振興部	企画課長
県民文化局	県民交流課長
	男女共同参画課長
健康福祉部	厚生政策課長
	長寿社会課長
	子ども政策課長
	障害保健福祉課長
	医療対策課長
環境安全部	環境政策課長
商工労働部	産業政策課長
	労働企画課長
観光交流局	交流政策課長
	国際交流課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
企業局	管理課長
教育委員会	庶務課長
	教職員課長
	学校指導課長
	生涯学習課長
出納課	出納課長
警察本部	警務課長